

郡山市介護保険運営協議会の概要

1. 設置の目的（郡山市介護保険条例第18条）

以下に関する重要事項を審議するため設置。

- ・介護保険事業の運営
- ・介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定、変更及び進行管理
- ・質の高い介護サービスの提供

2. 組織等（郡山市介護保険条例第19条）

・次に掲げる方の中から市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

(1) 居宅サービス事業若しくは居宅介護支援事業に従事する者

又は介護保険施設に勤務する者

(2) 学識経験者

(3) 公益代表者

(4) 被保険者

・委員の任期は3年とし、再任されることができる。

任期：2024（令和6）年7月1日から2027（令和9）年6月30日まで

3. 委員報酬

@8,100/日

（郡山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用の弁償に関する条例による）

4. 会議開催予定

令和6,7年度は各3回程度、計画策定年度である令和8年度は6回程度

5. 主な所掌事務

(1) 介護保険事業計画の進行管理

主に「各年度の介護給付費等対象サービス量」について、設定したサービス量が見込みどおりに提供できているかどうか、実際に利用されているサービス量とサービス事業者の供給量を比較しながら、その進行管理を行うとともに、事業の運営状況を確認し、運営全般に関して審議する。

(2) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定、変更に関する重要事項を審議する。

(3) 介護サービスの評価

介護サービスの質の向上を全体的に向上させるための方策を検討する。